

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-32)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	建設業課長 北村 知久			
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設業界の依然として厳しい環境を踏まえ、海外展開を支援することや、入札・契約の適正化を推進することなど、建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備を推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成27年7月			
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度									
148	我が国建設企業の海外建設受注高	1.35兆円	平成23年度	-	-	1.35兆円	1.18兆円	1.60兆円		1.5兆円	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設業の国際競争力強化が必要であり、我が国建設業の国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
149	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)	①97% ②82%	平成22年度	①100% ②94%	①97% ②82%	①97% ②82%	集計中	集計中		①100% ②100%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には入札契約適正化法の適切な履行が必要であり、履行確保の取り組みを評価するためには本指標が妥当である。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が平成23年8月9日に閣議決定されたところ。				
150	専門工事業者の売上高経常利益率	3.5%	平成22年度	-	3.5%	-	-	-		4.0%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には専門工事業者の経営体質の強化が必要であり、経営体質強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
151	建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD.I.)	①0.8% ②9.5ポイント	平成23年	①-1.5% ②2.75ポイント	①-0.6% ②2.5ポイント	①0.8% ②9.5ポイント	①1.0% ②31.25ポイント	①1.6% ②26.25ポイント		①絶対値1.2%以下 ②絶対値30ポイント以下	平成28年	少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な建設技能労働者が大幅に減少することが懸念される中、建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましいところであるが、需給バランスが平成18年以上に悪化しないことを目標とすることが適切。				
152	新事業展等を行う建設企業数	-	-	-	1,884社	-	-	-		5,000社	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設企業の事業転換が必要であり、転業・事業転換促進支援策を評価するためには本指標が妥当である。				
関18	建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	88.4%	平成23年度	-	-	88.4%	88.7%	89.0%		90.0%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術者を増やすことが必要であり、高い能力等を持った技術者を増やす取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
関19	建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	63.89日	平成21年度	63.89日	55.22日	50.00日	44.54日	44.76日		44.72日	平成29年度	建設関連業登録システムは、建設関連業の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである。所要日数の低減については、新しい建設関連業者登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果により、平成24年度に当初の目標であった低減率3割を達成した。現在、登録制度の改正等は予定されておらず、かつ、システム改修も行わないため、初期値から3割削減状況の維持を目指すものである。				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)												
(1) 建設業許可処理システム等の整備の推進(昭和62年度)		240 (226)	251 (226)	230	228	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が同一の審査システムを活用することにより、厳正な審査を迅速に行うとともに、事業者情報を提供して消費者取引の安全を図る。					-	-				

(2)	建設関連業の新たな役割と一層の活用推進 (平成20年度)	320	14 (12)	14 (11)	14	14	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保を図るため、建設関連業者登録システムの回収・保守等を行う。	関19	建設関連業者登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率 申請処理件数
(3)	建設業における法令遵守の徹底 (昭和54年度)	321	138 (124)	127 (127)	117	101	建設業において、技術と経営に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を実現するため、都道府県と連携し、下請取引等実態調査や立入検査の実施、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口の設置等により、法令遵守の徹底をはじめとする公正な競争基盤を確立する。	-	建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数(1,000件) 請負契約の書面による締結率(80%)
(4)	入札・契約制度の適正化の推進 (平成14年度)	-	- -	- -	-	-	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、毎年度、同法に基づく措置状況を調査。努力義務事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」について、各発注者における取組の推進を図る。	149	- -
(5)	建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業 (平成23年度)	322	216 (204)	171 (170)	185	186	中小・中堅建設企業に対し、中小企業診断士や技術士等の専門家による経営的・技術的なアドバイスを実施する「相談支援」と、その中から新事業展開や企業再編・事業承継といった他企業に対するモデル性の高い案件を選定し、重点的な支援を行う「重点支援」を実施している。「重点支援」とした案件については、専門家の支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成に向け継続したアドバイスを実施する「チームアドバイス支援」と、地域の課題解決に資する新事業展開に要する経費の一部を支援する「ステップアップ支援」という2つのメニューにより支援を実施するとともに、他の建設企業の経営上の課題や技術上の課題の解決に資するべく、その取組内容を広く水平展開している。	152	相談支援の受付件数 新事業展開の事例を収録した電子ブックの閲覧数
(6)	建設業における労働・資材対策の推進 (平成20年度、一部昭和54年度)	323	33 (22)	53 (39)	68	86	建設業の持続的な発展のため、適正な賃金水準の確保・社会保険未加入対策の推進、建設業の担い手確保・育成に関する調査等を行う。建設資材・労働需給安定化等の対策を推進するため、平成26年度内に着工した建築工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)の算出を行う。また、建設労働需給調査を把握するため、型わく工、左官、とび工、鉄筋工、電工、配管工を使用している建設業者へ調査票を送付し、毎月、技能労働者の確保状況等について職種別・地域別に調査を行う。	151	- 主要建設資材年間需要見通し・月別需要量予測、及び建設労働者需給調査の結果について、年13回の公表
(7)	復旧・復興工事における現場配置技術者の実態調査・適正化等(東日本大震災関連) (平成23年度)	復興庁208	30 (17)	13 (13)	13	13	東日本大震災に伴う復興工事の増大が見込まれる中で、現場に配置される監理技術者、主任技術者が不足するとの懸念がある事に加え、民間工事では技術者配置の実態が十分に把握できない状況である。また、被災の状況、必要な工種等が地域や復興の段階等によって大きく異なると想定される。これらのことから、復興工事を円滑に推進するため、技術者配置の実態を把握した上で、その改善の必要性を検討し適切な措置をとるための実態調査を行う。	関18	- -
(8)	建設工事における公衆災害防止のための実態調査 (平成24年度)	324	- -	7 (6)	7	-	建設企業は、許可を受けた建設工事において、法令遵守のもと適切な施工管理、安全管理を行うことが求められる。しかしながら、足場の倒壊事故等、一般の人や財産に危害を与えるような公衆災害が後を絶たないのが現状であることから、建設工事における公衆災害の原因を多角的に分析し、公衆の安全に資することを目的とした実態調査を実施する。	-	- -
(9)	我が国建設業等の海外展開の促進 (平成24年度)	325	- -	61 (61)	70	84	我が国建設業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、①我が国建設・不動産企業による海外地域別の市場戦略の構築、②海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究等による契約・リスク管理の強化、③中堅・中小建設企業向けのアドバイザー制度やセミナーの開催、④日本式の優れた施工を知る建設人材の育成、⑤建設・不動産企業の海外展開に必要な基礎情報の提供などを行うことにより、土木・建築分野において高い技術力を有する我が国建設企業の海外展開を促進する。	148	- -
(10)	公共事業の積算の適正化の検討 (平成25年度)	326	- -	- -	10	10	近年の施工パッケージ積算方式への移行や、使用される工種の変化等に伴う、公共工事設計労務単価の積算での使用頻度の変化等を把握し、今後の調査及び単価設定手法のあり方を検討する。加えて、近年の労働形態の変化や急激な労務費の変化等、労働市場の実態に即した調査及び単価設定のあり方を検討する。また、東日本大震災時等における既存の実績や最近の労務費の変化に対する対応を踏まえ、技能労働者の賃金水準の変化を迅速かつ正確に把握できる指標を抽出・分析すること等により、賃金水準の変化を迅速に反映した単価設定手法を検討する。	-	- -
(11)	専門工事業者等の市況環境の整備 (平成25年度)	327	- -	- -	10	-	専門工事業者等を評価する新たな手法の検討に資する調査を行う。	150	定性的に検討の状況を指標とする。 定性的に検討の状況を指標とする。
(12)	道路分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	328	- -	- -	100	122	道路分野における日本企業の海外進出促進するため、相手国との政策協議、海外における道路プロジェクトの案件発掘・形成、日本の道路関係技術普及促進等を実施する。	-	相手国との政策協議、海外における道路プロジェクトの案件発掘・形成、日本の道路関係技術普及促進(相手国政府の状況やプロジェクトの案件に応じて、効果的な戦略をその都度講じるため、定量的な活動指標の設定ができない) 道路分野における日本企業の海外進出促進(日本企業が海外進出しやすい環境の数値化が困難であるため、定量的な成果指標の設定ができない)

(13) 道路事業における官民連携施策に係る調査・検討業務 (平成25年度)	329	-	-	15	13	諸外国の道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)について、経営の観点から、各事例の契約等のスキームを中心に調査し、我が国における道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)の実手法を検討する。	-	道路事業における官民連携施策の導入の促進を進める上で必要となるスキームの整理 (本事業は、道路事業における官民連携施策の導入の促進を進める上で必要となるスキームの整理等を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない) 道路事業における官民連携施策の導入のための施策検討 (本事業は、道路事業における官民連携施策の導入の促進のための施策検討を目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない)
(14) 建設リサイクル推進等のための適切な施工管理の確保 (平成26年度)	新26-51	-	-	-	10	解体工事における民間発注者の保護、解体工事現場での公衆災害防止や廃棄物の適正処理の必要から、建設業の許可における業種区分の見直しの検討も踏まえつつ、解体工事現場に配置される技術者の確保・育成のための技術者資格の検討を行うものである。 解体工事に係る技術者資格の検討にあたっては、解体工事に係る技術・知識などの必要な資料収集、試験問題検討のための資料整理、有識者の協力を得て作成した模擬試験の結果データ整理・分析を行う。これを踏まえ、解体工事に係る技術者資格の試験科目とその内容設定を検討する。	-	-
(15) 技術者の人材確保・育成に関する調査・検討 (平成26年度)	新26-52	-	-	-	15	技術者をとりまく状況に関して、実態を正確に把握した上で、優秀な若手技術者の確保、育成、工事の質や現場に即した技術者の効率的な活用を推進するための方策等を検討する。	-	-
(16) 多様な入札契約方式のモデル事業等の実施 (平成26年度)	新26-53	-	-	-	120	新たな入札契約方式の導入にあたって発注者にノウハウが不足している具体的な案件を広く募集し、選定された案件(モデル事業)を実施する地方公共団体に対して、専門家等を派遣するなど発注に係る入札説明書・仕様書の作成、入札参加者の評価等の発注者業務を支援するとともに、モデル事業の課題・効果を検証する。それらの検証により得られた成果や、国土交通省直轄事業における試行を踏まえ、発注者マニュアルを作成し、他の地方公共団体での類似の取り組みを促進する。	-	地方公共団体におけるモデル事業の実施数 入札契約方式を多様化した地方公共団体数
施策の予算額・執行額		14,630 (12,728)	16,198 (13,833)	17,890	11,868	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	